アスモア税理士法人

2017.7.20 発行

最新情報かわら版

今年も早くも半分を過ぎました。月日の流れの早さを強く感じます。新年に立てた目標のためにも、気持ちを新たに残り半年を過ごしたいと思います。今回は、税務監査課の小松が担当いたします。

「ふるさと納税」

ふるさと納税をご存知ですか？
ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる制度です。
寄附額から原則 2,000 円を引いた額が所得税・住民税から控除されるうえ、寄附のお礼の品を送る自治体もあります。
例えば、4 万円の寄附をした場合、年収によっては合計 3 万 8 千円の税金が控除されます。
つまり、原則 2,000 円の負担で地域の活性化に貢献できます。

ふるさと納税の流れ

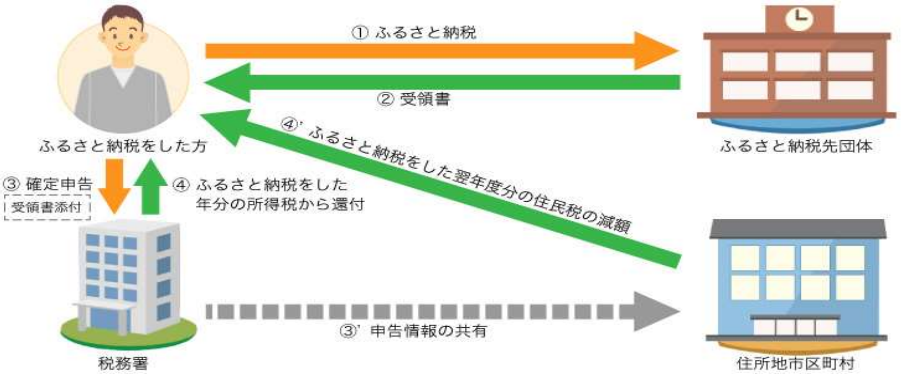

注意点とおすすめ情報

【1】返礼品は一時所得の課税対象！！
寄附をした人に送られる返礼品は、一時所得であり課税対象となります。
しかし、下記の算式により、総収入金額（返礼品の時価相当額）が 50 万円以下の場合には、特別控除額（最高 50 万円）によって一時所得の金額は 0 円となり税金は発生しません。

一時所得の金額 ＝ 総収入金額－収入を得るために支出した金額(※)－特別控除額(最高 50 万円)

※寄附金額は、収入を得るために支出した金額に該当しません。

【2】返礼品の返礼割合について
今までは寄附金額に対して返礼割合が 5～7 割価格の返礼品が多く存在しました。
しかし、平成 29 年 4 月に総務省が返礼割合の上限を 3 割に定めたことにより、今後徐々に還元率が高い返礼品は無くなります。
ふるさと納税をご検討されている方は、お早めに活用することをおすすめします！！

【経理の方法と会計戦略セミナーのご案内】
日時：8 月 24 日（木）18：00～19：30
場所：西日本シティ銀行　大名支店　7 階
経理と会計の違いから会計戦略まで幅広くご説明いたします。

【職員紹介】
はじめまして。新田と申します。熊本の専門学校を卒業後、新卒採用として入社いたしました。
お客様のお役に立てるよう努力して参ります。
よろしくお願い申し上げます。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。
ＴＥＬ：０９２－７２６－２３５０